

租税訴訟学会規約

第1条（名称）

本会は、租税訴訟学会と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、東京都に置く。

第3条（支部）

- 1 本会は、理事会の承認を得て、必要な地域に支部を置くことができる。
- 2 支部は、本会の理事会の承認を得て、支部規約を設定し、支部長等の役員を選任する。
- 3 支部の会計は、別会計とし、支部会費と支部において取得した財産によって、経費を支弁するものとする。

第4条（目的）

本会は、租税争訟及び租税に関する研究及びその研究者・納税者間の税務情報交換の促進をなすことを目的とする。

第5条（事業）

本会は、前条の目的を達成する為、租税争訟に関する研究者間の情報交換・研究会及び講演会の開催・機関誌その他の図書の出版その他総会において適当と認められた事業を行う。

第6条（会員）

会員は、以下のとおりとする。

- ① 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人及び法人
- ② 名誉会員 本会に功績のあった者で、理事会に承認された個人

第7条（会員の資格）

次の各号の一に該当する者は、理事会の承認を得て、本会の正会員となることができる。

- ① 租税訴訟の代理人・補佐人を志す者
- ② 租税争訟の研究に寄与することができると認められる者
- ③ その他理事会が承認した者

2（退会）

会員は次の理由により、その資格を失う。

- ① 会員が退会届を本会へ提出したとき
- ② 会員が死亡したとき

3 (懲戒)

理事会は、会員が、本会の活動を阻害する行動又は、その他会員たるに相応しくない行為をした場合、当該会員に対し、その会員の不行跡の程度に応じ、戒告、資格停止、除名の決定をすることができる。この場合、懲戒処分前に当該会員の弁明を聴かなければならない。

第8条 (入会申込)

会員となろうとする者は、初年度会費（正会員の年会費金1万円）を添えて、理事会に所定の入会申込書を提出しなければならない。ただし、名誉会員は、本人の承諾をもって会員とする。

第9条 (総会)

- 1 理事会は、毎年1回全会員による通常総会を招集しなければならない。
- 2 理事会は、必要があると認めるとき、又は総会員の5分の1以上の者の連名による請求があつたときは、全会員による臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会は、本会の議決機関として、その重要な運営事項について審議し、決定する。
- 4 総会の議事は、定足数を総会員の10分1（委任状出席可）とし、出席会員の過半数で決する。
- 5 総会は、インターネットの電子会議室において、期日を定めて行うことができる。

第10条 (研究者・委員会)

- 1 会員のうち、共同研究をしようとする者は、本会に対し、共同研究のテーマを本会に対し許可申請し、理事会の承認を得て、研究会を設置することができる。
- 2 会員は、納税者の保護制度について、本会が行うべき活動方針を本会に提言することができるものとし、理事会は審査のうえ、特別委員会を設置することができる。

第11条 (理事会の権限)

- 1 理事会は、総会の決議に基づき、本会の運営を行う。
- 2 理事会は、インターネットの電子会議室において、期日を定めて行うことができる。

第12条 (理事会の構成)

- 1 理事会は、10名以上120名以内の理事で構成する。
- 2 以下の者を理事とする。
 - ① 総会で承認されたもの

② 各支部の支部長

- 3 理事の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 4 理事全員による集会を全体理事会とし、常任理事による集会を常任理事会とする。

第13条（理事）

- 1 理事は、本会の会長（1名）・副会長（20名以内）を互選する。
- 2 会長は、本会を代表し、理事会を主催する。副会長は、学術研究について会長を補佐する。
- 3 会長を補佐する為、副会長とは別に理事の内20名以内を常任理事とし、常任理事会を構成し本会の総合運営を行う。

第14条（監事）

- 1 監事は、本会の運営の状況及び会計を監査する。
- 2 監事の定員は、3名とする。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第15条（会費）

- 1 会員は、以下の会費を負担しなければならない。

- ① 正会員 : 本部会費 2,000円
 支部会費 8,000円

なお、支部を設立していない地域の会員は、支部会費分を本部会費として負担する。

- ② 名誉会員 : 不要

- 2 会費を滞納した者は、完済するまで会員としての権利を行使できない。
- 3 理事会は、会員のうち、本会に特別の功績があった者その他相当な理由がある者に対し、会費を免除する事ができる。

第16条（会計年度及び決算）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。
- 2 支部は、毎会計年度の決算を理事会に提出するものとする。
- 3 理事会は、毎会計年度の決算を、監事の監査報告と共に、総会に提出し、その承認を求めなければならない。

第17条（規約の改正）

本規約は、総会において、出席又は参加した会員の5分の3以上の同意によって、改正することができる。

第18条（解散）

本会は、総会員の3分の2以上の同意によって、解散することができる。

附則 本規約は、本会の創立総会の日（平成 13 年 10 月 15 日）から、施行する。